

# 大泉町公共下水道事業 經營戰略

平成 31 年 3 月

大泉町都市建設部環境整備課



## 目次

<b>第1章 経営戦略の策定にあたって</b> .....	1
1. 下水道事業の役割.....	1
2. 経営戦略策定の意義.....	1
3. 計画の期間.....	1
4. 大泉町の下水道事業の概要.....	2
5. 下水道使用料の概要・考え方.....	4
6. 組織.....	5
<b>第2章 現状分析</b> .....	6
1. 大泉町の人口推移.....	6
2. 下水道事業の整備状況.....	7
(1) 水洗化率.....	7
3. 処理区域内人口密度.....	8
(1) 処理区域内人口密度.....	8
4. 経営分析.....	9
(1) 有収率.....	9
(2) 収益的収支の分析.....	10
(3) 汚水処理原価及び経費回収率.....	11
(4) 2017(平成29)年度 収入及び支出の構成.....	12
(5) 企業債残高対事業規模比率.....	16
(6) 老朽化の状況.....	17
5. 現状分析により認識された経営課題.....	18
<b>第3章 経営基本方針</b> .....	19
1. 下水道施設の適正管理.....	19
2. 未整備地区における整備の推進.....	19
3. 財政運営の健全化.....	19
<b>第4章 投資・財政計画(収支計画)</b> .....	20
1. 投資試算.....	20
(1) 投資の目標及び取組事項.....	20
(2) 投資の試算結果.....	22
2. 財源試算.....	23
(1) 財源の目標及び取組事項.....	23
(2) 財源の試算結果.....	25

3. 投資・財政計画（収支計画）の策定.....	27
(1) 投資以外の経費に関する取組事項.....	27
(2) 投資・財政計画の策定.....	28
(3) 投資・財政計画のまとめ.....	29
第5章 経営戦略策定後の検証・更新.....	32
（参考資料） 経営比較分析表の指標説明.....	33

# 第1章 経営戦略の策定にあたって

## 1. 下水道事業の役割

下水道は、環境衛生の向上や都市の健全な発達に寄与し、公共用水域の水質保全に資するため、欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。下水道の主な役割としては、汚水の排除（生活環境の改善）、公共用水域の水質保全（水質汚濁の防止による自然環境の保全）、雨水の排除（浸水被害の防止）があります。

## 2. 経営戦略策定の意義

下水道事業については、総務省より「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が地方公共団体に要請されているところです。

本町の公共下水道事業は、本事業を財政的な見地から検証、分析、課題等の抽出をし、安定的・継続的な事業運営を推進するための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するものです。

## 3. 計画の期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であることから、本町においては計画期間を2019(平成31)年度から2028年度までの10年間とし、実効性のある経営戦略を策定し、一層の経営基盤の強化等を図ります。

ただし、事業の進捗や環境の変化等に応じて、「投資・財政計画」と実績が著しく現状とかい離する場合には、随時見直していきます。

#### 4. 大泉町の下水道事業の概要

本町の公共下水道は、群馬県の東毛流域下水道（西邑楽処理区）の流域関連公共下水道として1990(平成2)年12月に事業を開始し、下水道の整備を鋭意推進しています。

その後、上位計画の見直し等に伴い事業計画の変更を行い、2017(平成29)年3月時点の全体計画面積1,241haの内訳は、第1処理分区64ha、第2処理分区271ha、第3処理分区126ha、第4処理分区698ha、第5処理分区82haとなっています。

公共下水道の各処理分区別の事業計画概要及び施設の状況は以下のとおりです。

表1-1 大泉町公共下水道事業計画の概要

区分	計画面積(ha)			計画人口(人)		
	2016年度 (既計画)	2021年度 (事業計画)	2026年度 (全体計画)	2016年度 (既計画)	2021年度 (事業計画)	2026年度 (全体計画)
第1処理分区	0.0	0.0	64.0	0	0	2,156
第2処理分区	125.5	137.9	271.0	5,327	5,701	9,998
第3処理分区	96.0	104.3	126.0	3,459	3,724	4,323
第4処理分区	58.5	100.8	698.0	1,628	3,057	20,215
第5処理分区	0.0	0.0	82.0	0	0	2,198
計	280.0	343.0	1,241.0	10,414	12,482	38,890

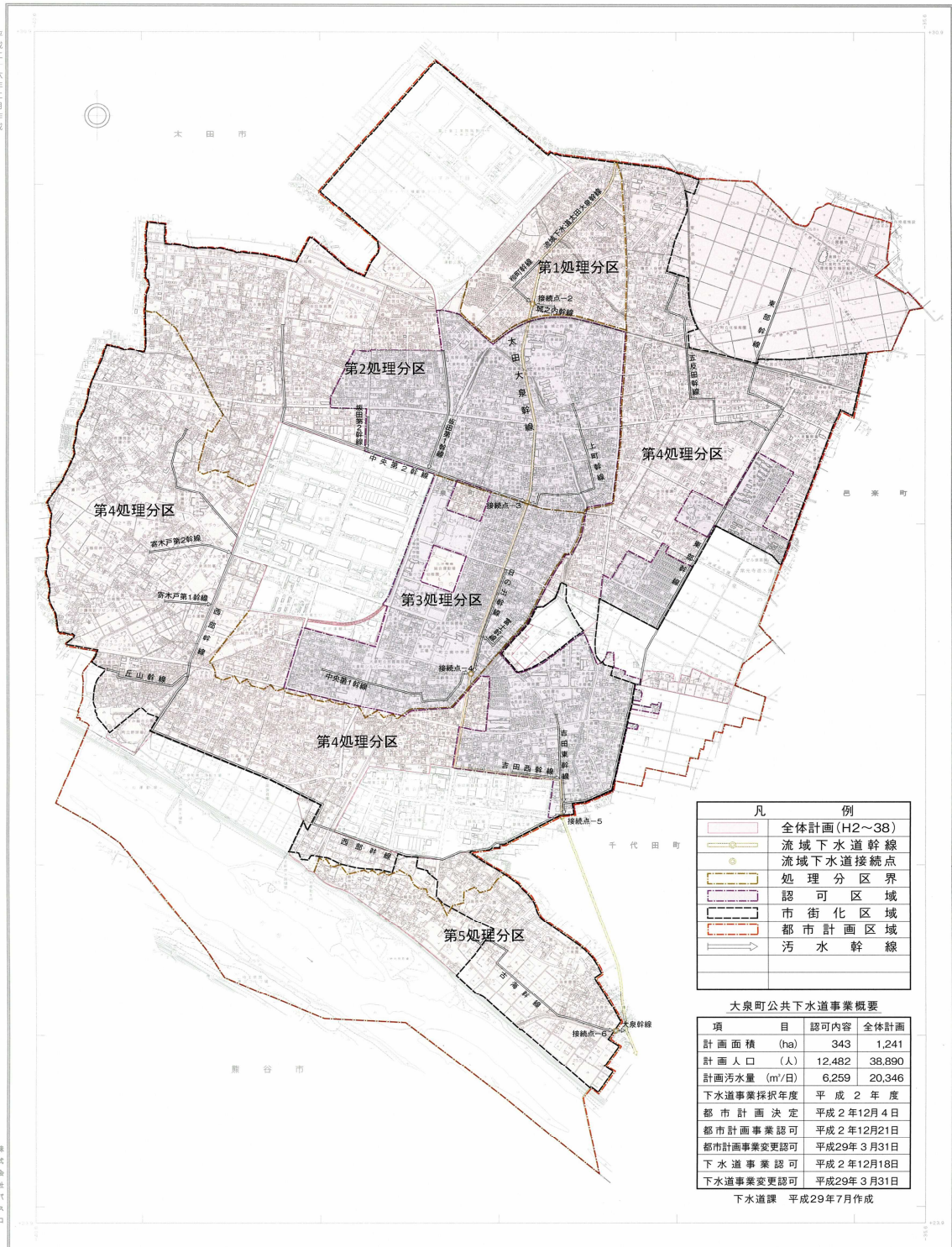
(出典) 東毛流域関連大泉町公共下水道 事業計画変更認可申請書

(2017年3月)

(施設の状況)

供用開始年度 (供用開始後年数)	2000年4月1日供用開始 (供用開始後18年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (2020年4月1日法適用予定)
処理区域内人口密度	3254.15人/km <sup>2</sup>	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	5区(第1処理分区～第5処理分区)		
処理場数	処理場無		
広域化・共同化・最適化 実施状況	該当なし		

# 大泉町公共下水道計画図（污水）



平成二十六年二月作成

株式会社バスコ

大泉町役場

## 5. 下水道使用料の概要・考え方

本町下水道の使用料金は、従量制<sup>※1</sup>かつ累進制<sup>※2</sup>の料金体系となっています。

※1 従量制とは、1 m<sup>3</sup>当たりの使用料を定め、利用者が排出する水量に応じて使用料を徴収する制度です。

※2 累進制とは、使用料の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系の制度です。

本町における下水道の料金は以下のとおりです。

(現行の料金体系)

### 下水道使用料（消費税8パーセント込）

#### 基本使用料（1か月分）

- 汚水量19立方メートルまで2,052円

#### 従量料金(1立方メートルにつき)

- 20立方メートルから39立方メートルまで280円80銭
- 40立方メートルから99立方メートルまで291円60銭
- 100立方メートル以上302円40銭

### 汚水量の認定

汚水量は、水道の使用水量とします。

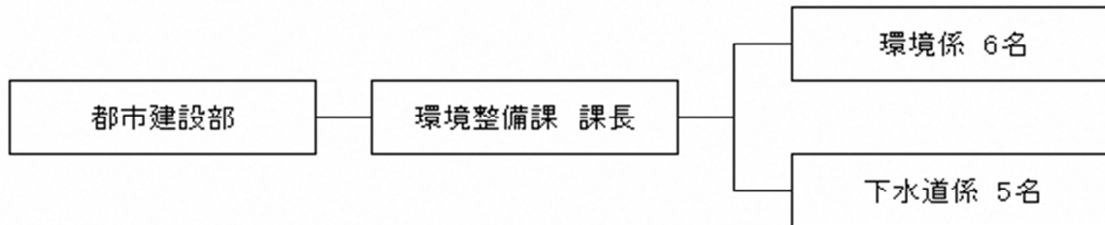
水道水以外、（井戸水等）を家事用に使っている場合は、1世帯3人までは1人につき1か月9立方メートル、世帯人員が1人増すごとに1か月7立方メートルを加算します。

井戸水等と水道水を併用している場合は、水道水以外の認定使用水量とします。ただし、水道水の使用量が認定使用水量より多い場合は水道使用水量とします。



## 6. 組織

本町の都市建設部環境整備課は課長以下、環境係 6 名、下水道係 5 名で構成されています。



都市建設部環境整備課下水道係における事務分掌は以下のとおりです。

(下水道係)

- ・ 下水道事業の調査及び計画並びに普及に関すること。
- ・ 下水道受益者負担金に関すること。
- ・ 下水道使用料に関すること。
- ・ 下水道施設の設計及び施工監督に関すること。
- ・ 下水道施設の維持管理に関すること。
- ・ 開発行為等に伴う指導に関すること。
- ・ 下水道台帳の整備保管に関すること。
- ・ 排水設備の設置許可及び検査に関すること。
- ・ 下水道水洗化の促進に関すること。
- ・ 流域下水道との連絡調整に関すること。
- ・ 群馬東部水道企業団との連絡調整に関すること。